

※最終ページに追加補足あり

令和4年度

片品村地域密着型サービス事業者公募要項

【令和5年度整備分】

令和4年10月

片品村 保健福祉課

1. 公募の趣旨

片品村では、「第8期 片品村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしています。

本要項は、当該計画に係る地域密着型サービスの事業者を公募するための内容を定めるものです。

2. 公募施設の概要

公募する地域密着型サービスの種類は次のとおりです。選定された事業者は、令和5年度中に施設整備に着手し、令和5年度末（令和6年3月末日）までに工事を完了し速やかにサービスの提供を開始する必要があります。

サービスの種類	整備数	定員	公募圏域
認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護)	1ヶ所	18人 (9人×2ユニット)	村内全域

3. 応募事業者の要件

- (1) 認知症対応型共同生活介護の公募の対象となる事業者は、地域密着型サービス事業所を開設し、本村で継続して施設を運営することができる法人
- (2) 介護保険法第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び115条の12第2項各号（地域密着型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- (3) 法人の役員等が片品村暴力団排除条例（平成24年6月15日条例第11号）第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (4) 長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、施設を整備する土地・建物は、設置者が所有権を有すること、又は取得が見込まれること。また、介護保険関係法令等の基準のほか、整備予定地及び建物が建築基準法、消防法等の関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- (5) 認知症対応型共同生活介護を運営する事業者は、その事業の運営にあたって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど、地域との交流に努めることとされていることから、応募に際しては事業予定地の近隣の方々に対して十分に説明を行うこと。
- (6) 法人税等を滞納していないこと。
- (7) 法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (8) 選定後、速やかに施設整備に向けた準備をし、令和5年度中に工事を完了し事業を開始できること。

4. 整備条件等

(1) 地域密着型サービス事業者として指定を受け、事業を行うためには、次の基準等に従う必要がありますので、必ず内容を確認してください。

認知症対応型共同生活介護については次のとおりです。

- ・「片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月18日条例第3号)
- ・「片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月18日条例第4号)
- ・消防法上の設置義務の有無に関わらず、施設へのスプリンクラー設置を必須とします。

5. 施設整備に対する補助金(予定)

(1) 補助金については、「群馬県介護基盤等整備事業費補助金」を原資とする範囲内で村から補助金を交付する予定ですが、現時点では令和5年度の補助金額は未定ですので、資金計画には十分に余裕をもってご応募ください。また、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。

なお、補助金の交付を受けて整備を行う場合、対象事業を行うために締結する契約は、競争入札に付するなど、村が行う契約手続の取扱に準拠することとなります。

※参考《令和4年度補助基準額等》(群馬県⇒片品村⇒事業者)

令和4年度 地域密着型サービス等整備助成事業

整備区分	配分基礎単価	基本単位	対象経費
認知症高齢者 グループホーム	新規整備の場合 33,600千円 空き家を活用した整備の場合 8,910千円	1施設 (1ユニット)	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額が限度)。

令和4年度 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

整備区分	配分基礎単価	基本単位	対象経費
認知症高齢者 グループホーム	新規開設の場合 839千円×定員数	定員数	施設の円滑な開所の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費

6. 指定予定事業者の選定方法等

(1) 選定方法

事業者の決定は、書類審査による第1次審査、第1次審査通過者に対するヒアリング等による第2次審査を行い片品村地域密着型サービス運営委員会での意見聴取により、村長が決定します。

(2) 片品村地域密着型サービス運営委員が、本公募に応募した事業者の関係者等である場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ① 委員が応募事業者の法人役員又は職員であった場合は、当該委員は当該事業者が応募したサービスに関する審査には参加しないものとします。
- ② 委員が応募事業者の法人役員又は職員の同居親族であった場合は、当該委員は該当事業者が応募したサービスに関する審査には参加しないものとします。
- ③ 委員が応募事業者の運営する介護サービス事業所の利用者又はその家族であっても、当該事業者が応募したサービスに関する審査に当該委員が参加することを妨げないものとします。
- ④ 上記以外で、委員が応募事業者の関係者である場合は、委員会での協議により当該委員の審査への参加の可否を決定するものとします。

(3) 審査の手順

- ① 1次審査 応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。
- ② 2次審査 法人の代表者等から施設の運営方針等についてヒアリング等を行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

(4) 選定結果

審査の結果については、決定後速やかに文書で通知します。審査結果についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

(5) 審査の結果、事業予定者該当なしとする場合があります。

7. 公募の手続

本公募への申込を希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。村に書類を提出した事業者を応募申込者とします。

(1) 受付期間及び提出方法

受付期間	提出場所及び問合せ先
令和4年10月6日(木)から 令和4年12月5日(月)まで (土曜・日曜・祝日は除きます) 午前9時から午後5時まで ※郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ来庁して下さい。	利根郡片品村大字鎌田3967番地3 片品村保健福祉課 介護保険担当 電話 0278(58)2115 FAX 0278(58)2110 E-mail: hoken@vill.katashina.lg.jp

(2) 提出部数 2部(正本1部、副本1部(副本はコピー可)) 1次審査通過事業者につきましては、後に副本19部の提出をお願いいたします。

(3) 書類の体裁について

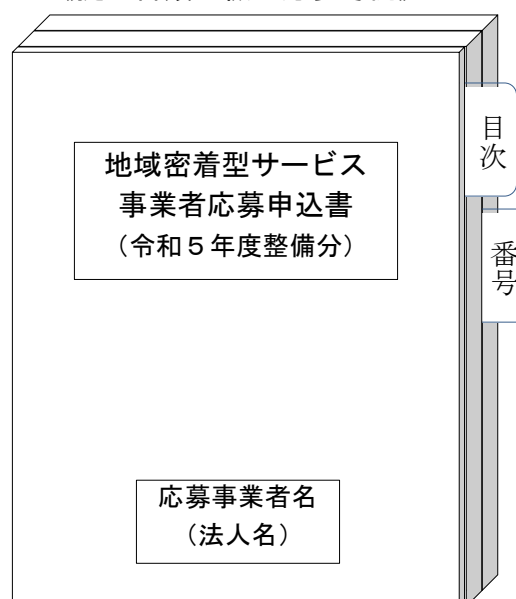
書類の体裁は、次のように整えてください。

- ① 全体の目次及びページをつける。
- ② 項目ごとに見出しをつける。
- ③ 全体をファイル等につづる。
- ④ 書類は、原則としてA4版とする。ただし、図面などで、A3サイズ等になる場合は折りたたんで下さい。またA4サイズより小さい場合は、台紙等に貼り付けてください。

(4) その他

- ① 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- ② 応募受付後に応募を取り下げの場合は、応募取下げ書(任意様式)を提出して下さい。

《提出書類の綴じ方参考例》



8. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募（応募書類作成等）に係る費用は、全て応募法人等の負担とします。
- (2) 指定予定事業者の決定は、指定を確定するものではありません。指定申請に際して、法令に定める指定基準等に該当しない場合は指定を行いません。
- (3) 他の応募法人等の整備計画の内容に関する問合せについては、直接又は間接のいかんを問わず、一切応じません。
- (4) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選定を取り消す場合があります。
- (5) 応募期間を経過した場合は理由のいかんを問わず一切受理しないほか、応募受付期間内に提出資料が全て整わない場合や本村からの提出資料の補正や追加の指示に応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。
- (6) 公募に関する質問は、質問書を提出してください。口頭での質問には応じません。提出された質問に対しては、随時回答しますが、必要があると判断した場合、質問内容と回答を他の応募者へ公表することがあります。
- (7) 審査・選定の結果については、本村及び片品村地域密着型サービス運営委員会は一切の異議申立てには応じません。

9. 公募スケジュール

スケジュールについては、次のとおりです。都合により日程等の変更が生じる可能性がありますので、ご了承ください。

期 間	内 容
令和4年10月6日 ~	・ 公募要領の配布開始（窓口及び村ホームページ） ・ 応募受付開始
令和4年12月5日	・ 応募受付終了
令和4年12月中旬 ~ 令和5年 2月中旬	・ 1次審査および2次審査 ・ 地域密着型サービス運営委員会での意見聴取
令和5年 3月上旬	・ 決定（審査結果通知）

10. 問合せ先

〒378 - 0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3

片品村役場 保健福祉課 介護保険係 TEL:0278-58-2115 FAX : 0278-58-2110

追加補足

5. 施設整備に対する補助金（予定）について

基本単位が1施設（1ユニット）となっております。今回、18人定員で2ユニットの公募ですが、施設としては1施設となり配分基礎単価（補助額）は33,600千円です。